

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について（結果）
（獣医師の有効活用及び確保に関する取組）

標記については、地方分権改革に関する提案「と畜場法第 14 条に規定される検査の一部簡略化に関する提案」への対応に関連して、令和 5 年 12 月 8 日付け健生食監発 1208 第 2 号にて調査を依頼し、回答いただいたところです。

その結果をとりまとめましたので、別添のとおりお知らせいたします。

引き続き、貴自治体において公衆衛生獣医師の有効活用としての効果的かつ効率的なと畜検査の実施及び公衆衛生獣医師の確保のための取組を検討する際の参考としてご活用いただきますようお願いします。

なお、前回調査の結果（令和 4 年 3 月 30 日付け薬生食監発 0330 第 1 号）と比較して、下記の傾向が見られました。

記

1 と畜検査等の円滑な実施のための取組について

（1）生体検査や枝肉検査等現場における検査（以下「現場検査」という。）を円滑にするための取組を実施している自治体は 59 自治体であり、前回調査（51 自治体）より増加した。

（2）精密検査において、検査手技部分を食肉衛生検査所以外の検査室で実施していると回答したのは 8 自治体、検査手技部分をと畜検査員以外の者が実施していると回答したのは 19 自治体の、計 22 自治体であり、前回調査（19 自治体）より増加した。

2 公衆衛生獣医師の確保のための取組について

インターンシップ制度（前回調査時 33 自治体）について、今回調査では 62 自治体、初任給等調整制度（前回調査時 20 自治体）で 56 自治体、採用試験日

の複数設定（前回調査時 26 自治体）で 48 自治体、採用説明会の開催（前回調査時 37 自治体）で 61 自治体が導入済であり、全体的に大幅な増加が見られた。

参考：令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）（抜粋）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(29) と畜場法（昭 28 法 114）

と畜場において都道府県知事（保健所設置市にあつては、市長）の行う検査（14 条 1 項、2 項及び 3 項）については、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について（結果）（獣医師の有効活用や確保に関する取組）」（令 4 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長）の結果を踏まえて、都道府県及び保健所設置市において検討・実施した内容等について令和 5 年度中に調査を行い、その結果に基づき、地域の実情に応じた当該検査の在り方について引き続き検討を行う。

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課乳肉安全係
電話：03-5253-1111 内線（2476）

別添

公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査結果

1. と畜検査等の円滑な実施のための取組について

(1) と畜検査（現場における検査）について

調査対象であると畜場を所管する 79 自治体のうち、と畜検査のうち生体検査や枝肉検査等現場における検査（以下「現場検査」という。）を円滑にするための取組を実施している自治体は 59 自治体であった。

その内、35 自治体が検査結果入力システムを導入したタッチパネル等 I O T の利用をしていた。また、39 自治体が現場検査のいずれかに補助者（民間人（と畜場の従業員など）又はと畜検査員以外の自治体職員で、検査結果の記録など、と畜検査員の円滑な検査の実施を補助する者）を導入していた。

ア. I O T の利用について

具体的な取組内容としては、32 自治体がタッチパネルやタブレットを使用して現場検査結果を入力、記録するというもので、5 自治体が音声によるものであった。また、導入を検討しているのは 7 自治体であった。それらの取組の効果として、取組を行った自治体の全てが、検査結果の集計作業にかかる人員と時間の削減ができた（19 自治体）ことや、現場検査における情報共有や結果記録が容易になった等現場検査の効率化が図ることができた（20 自治体）ことなどの効果があったと回答した。一方で、24 自治体が、そのシステム改修や機器の維持にかかるコストや、現場環境を考えるとタッチパネル等機器の耐水性の面で不安があること、故障した場合の修理等の対応が求められることなどを課題として回答した。また、導入しない理由については、現状の体制で対応可能であり必要性を感じないから（12 自治体）、予算が確保できないから（6 自治体）等が挙げられた。

イ. 補助者の導入について

現場検査において補助者を導入していたのは、39 自治体であり、導入を検討しているのは 1 自治体であった。補助者はと畜検査員の監督の下、業務を行っており、主な業務としては、検査結果の記録入力作業や内臓等の配置を変えるなどの検査補助等が挙げられた。

検査の各段階における、補助者導入自治体数や補助者業務の具体的な内容等は以下の表のとおりである。

なお、補助者の導入について、維持コストや技術習得に時間を要することが課題として挙げられた。また、導入しない理由については、現状の体制で必要と感じないから（29 自治体）、処理頭数が少ないから（5 自治体）等が挙げられた。

<補助者の導入について>

検査	自治体数	具体的な業務内容 （（）内は導入自治体数。複数回答あり）	主な効果 （（）内は回答自治体数。複数回答あり）
生体検査	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査結果の記録（2） ・ 検査時の対象動物の保定（3） ・ 検査時の対象動物の洗浄（1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で確実な検査の実施（2） ・ と畜検査の負担軽減（5）
解体前検査	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査結果の記録（2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ と畜検査の負担軽減（2）
白物検査	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内臓の配置変え等検査準備（9） ・ 検査結果の記録（9） ・ 検査保留とした内臓の確保等（4） ・ 検印の押印（1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な検査時間の確保（2） ・ と畜検査の負担軽減・効率化（17） ・ 配置すると畜検査員の削減（2）
赤物検査	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内臓の配置変え等検査準備（7） ・ 検査結果の記録（9） ・ 検査保留とした内臓の確保等（3） ・ 検印の押印（2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な検査時間の確保（3） ・ と畜検査の負担軽減・効率化（18） ・ 配置すると畜検査員の削減（3）
頭部検査	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査結果の記録（6） ・ 頭部の配置変え等検査準備（5） ・ 検印の押印（2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な検査時間の確保（1） ・ と畜検査の負担軽減・効率化（11） ・ 配置すると畜検査員の削減（1）
枝肉検査	39	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検印の押印（30） ・ 検査結果の記録（6） ・ 枝肉の配置変え等検査準備（2） ・ 疾病部位の除去の補助（3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な検査時間の確保（4） ・ と畜検査の負担軽減・効率化（29） ・ 配置すると畜検査員の削減（6）

(2) と畜検査（精密検査）について

調査対象である 79 自治体のうち、精密検査の効率的な実施のために検査手技部分を食肉衛生検査所以外の検査室で実施していると回答したのは 8 自治体、検査手技部分を臨床検査技師など、と畜検査員以外の者が実施していると回答したのは 19 自治体で、計 22 自治体が、食肉衛生検査所内・外において検査の一部をと畜検査員以外の者によって行う取組を実施していた。これら取組の導入を検討しているのは 4 自治体であった。

また、上記以外の精密検査を円滑にするための取組を実施していると回答したのは 4 自治体であった。導入しない理由について、必要性に乏しいため（29 自治体）、検査体制の確保が困難なため（4 自治体）等が挙げられた。

精密検査の効率的な実施のための具体的な取組等は以下の表のとおりである。

<精密検査にかかる取組について>

取組	自治体数	具体的な業務内容 （（）内は導入自治体数。複数回答あり）	主な効果 （（）内は回答自治体数。複数回答あり）
食肉衛生検査所以外の検査室の活用	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生研究所で病理検査や理化学検査（動物用医薬品、農薬）を実施（2） ・ 家畜保健衛生所で T S E スクリーニング検査等を実施（1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の業務に時間を費やせる等と畜検査員の負担軽減（3） ・ 新規機器等の導入や管理費の削減（2） ・ 他部署の高度機器を用いることによる正確な診断の一助（1）
と畜検査員以外の者が実施	19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床検査技師や薬剤師、試験検査業務従事職員が検査の一部又は全部を実施（7） ・ 検査補助員として試験検査従事経験を有する職員の雇用等を実施（3） ・ 微生物検査における細菌培養や培地作成を実施（5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の業務に時間を費やせる等と畜検査員の負担軽減（16） ・ 臨床検査技師等検査実施者から新たな技術を習得するなど検査体制の充実（2）
その他	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査機器の洗浄や培地作成等検査準備（1） ・ 検査結果等の入力（1） ・ と畜場から検査室までの検体搬送（1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ と畜検査員の業務負担の軽減（3）

(3) 衛生監視指導（例：外部検証）について

調査対象である79自治体のうち、衛生監視指導の効率的な実施のために、IoTを利用している自治体は3自治体であった。そのいずれも、検証結果の入力や集計にタブレットを使用していた。同様の取り組みの導入を検討している自治体は8自治体であった。

補助者の導入については、4自治体が取り組んでおり、1自治体が導入を検討中であった。

微生物検査における細菌培養など、試験の検査手技部分をと畜検査員以外の者が実施する取組については、15自治体が実施していた。

さらに、試験に使用する培地の作製や器具の洗浄等を臨床検査技師が行うことで、と畜検査員の業務負担を軽減することに、1自治体に取り組んでいた。

衛生監視指導の効率的な実施のための具体的な取組等は以下の表のとおりである。

<衛生監視指導にかかる取組について>

取組	自治体数	具体的な業務内容 （）内は導入自治体数。複数回答あり	主な効果 （）内は回答自治体数。複数回答あり
IOTの利用	3	・タブレットを用いた検証結果の入力、集計等（3）	・作業時間の短縮、効率化（3） ・動画を用いたリアルタイムの相互連絡体制の構築（1）
補助者の導入	4	・衛生監視における指導補助や記録、集計等（3） ・微生物検査におけるコロニー数のカウント（1）	・作業時間の短縮、効率化（3）
と畜検査員以外の者が実施	15	・臨床検査技師や薬剤師が検査の一部または全部を実施（4） ・登録検査機関や衛生研究所職員が微生物検査や理化学検査の一部を実施（3） ・試験検査従事経験を有する職員や事務職が検体採取の補助等を実施（2）	・と畜検査員の業務負担の軽減（13） ・臨床検査技師等検査実施者から新たな技術を習得するなど検査体制の充実（1）

2. 公衆衛生獣医師の確保のための取組について

(1) 獣医師の採用活動について

調査対象であると畜場を所管する 79 自治体のうち、獣医師の採用活動の対象について、公衆衛生獣医師のみを対象として実施していたのは 24 自治体であり、家畜衛生獣医師も含めた獣医師を対象として実施していたのは 52 自治体であった。インターンシップ制度については前回調査時は 33 自治体が導入済との回答であったが、今回調査では 62 自治体と大幅な増加が示された。また、初任給等調整制度（前回調査時 20 自治体）、採用試験日の複数設定（前回調査時 26 自治体）、採用説明会の開催（前回調査時 37 自治体）等についても同様に増加している傾向が示された。奨学金制度及び初任給等調整制度については、それぞれ 4 自治体が導入を検討中との回答があった一方、これらの取組を導入しないと回答した自治体の主な理由として予算の確保が困難であること、自治体内の理解が得られないこと等が挙げられた。

(2) 採用活動における効果のあった取組について

効果のあった採用活動の具体的な取組とその回答自治体数などは以下の表のとおりであった。

<表：効果のあった採用活動の具体的な取組等について>

取組	自治体数	代表的な具体的効果 ()内は回答自治体数)	代表的な効果を期待して工夫した点 ()内は回答自治体数)
インターンシップ制度	62	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者が採用試験を受験し職員となる等受験者の増加につながった (27) ・公務員や職務内容への理解が深まった (16) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実務研修を増やす、公衆衛生と家畜衛生を盛り込む等カリキュラムを工夫 (15) ・旅費宿泊費等費用の補助 (5) ・募集案内を県 HP や獣医系大学にて周知 (2)
奨学金制度	27	<ul style="list-style-type: none"> ・受験生や採用者の確保 (17) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を通じた制度周知 (4) ・高校生を周知対象とした (3) ・貸与額の増額 (3)
初任給等調整制度	56	<ul style="list-style-type: none"> ・給与面で受験生が自治体に興味をもった (3) ・受験者数の増加 (8) ・職員の処遇改善 (6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代に特に手厚く支給している (3) ・他自治体と比較した支給額の増額や支給期間の延長 (12)
採用試験日の複数設定	48	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体との併願や既卒者の受験等受験者数が増加し、採用に繋がった (25) ・年度途中の採用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・受験者の希望日に合わせて試験日を設定等随時開催 (9)

		(12) ・既卒者等の受験者数の増加(3)	
採用試験実施会場の県外設置	32	・首都圏への設置等受験生の利便性の向上により受験者数が増加(15)	・東京都などの主要都市で実施(8) ・オンライン試験の導入(4) ・受験者の居住地で実施(2)
採用説明会の開催	61	・説明会出席者の受験者数や採用者数が増加(25) ・業務内容や自治体に興味を持つ学生が増えた(10)	・獣医系大学主催の就職説明会への参加(8) ・使用するスライドや資料、配布物に具体的な勤務状況や観光情報を盛り込む等媒体の充実(6) ・具体的な業務説明となるよう現職獣医師を説明者とする(5) ・各大学出身職員による研究室の訪問(1)
V P c a m p を通じた実習等の受入	41	・受験生や採用者の確保(13) ・業務内容や地理的な執務環境を知ってもらえることその他、ミスマッチ防止に繋がる(14)	・実務研修を増やす、公衆衛生と家畜衛生を盛り込む等カリキュラムの工夫(11) ・V P c a m p のHPに募集用動画を掲載する等媒体の充実(1) ・実習前の連絡・相談体制の充実(2)
関心のある学生への個別働きかけ	35	・受験生や採用者の確保(12)・学生のニーズにあわせた対応が可能(5) ・自治体獣医師の業務に特化したPRがしやすい(3)	・リモートでの体制を整備(7) ・学生の要望に応えた個別訪問(4)
受験資格等の見直し	7	・受験生や採用者の確保(4)	・受験資格年齢の引き上げ(4) ・教養試験の廃止等試験種目の見直し(3)

(3) 採用後の効果のあった取組について

採用後の具体的な取組とその回答自治体数などは以下の表のとおりであった。

<効果のあった採用後の具体的な取組等について>

取組	取組効果があったと回答した自治体数	代表的な具体的効果 (()内は回答自治体数)	代表的な効果を期待して工夫した点 (()内は回答自治体数)
学位取得の支援	13	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の能力やモチベーションの向上 (4)・ 研究に興味をもつ学生の確保 (1)	<ul style="list-style-type: none">・ 業務内容、配属等の調整 (2)
研修機会(庁内外)の提供	56	<ul style="list-style-type: none">・ 職員のスキルやモチベーション向上、離職防止 (35)・ 職員交流による他分野の知見習得や人脈形成 (6)	<ul style="list-style-type: none">・ 研修に積極的に参加できるような業務分担や業務量の配慮 (8)・ 大学、動物病院との連携 (2)・ 海外研修も可能としている (1)